

文京区障害者（児）施設開所費用補助金交付要綱

23文福障第2398号平成24年1月25日区長決定
一部改正 24文福障第2743号平成25年3月29日区長決定
一部改正 25文福障第11232号平成26年3月24日区長決定
一部改正 29文福障第1235号平成30年2月14日区長決定
一部改正 2022文福障第171号令和4年5月31日区長決定
一部改正 2023文福障第7号令和5年4月28日区長決定
一部改正 2023文福障第2733号令和6年2月29日区長決定

（目的）

第1条 この要綱は、障害者（児）施設における事業の開始に当たり、その費用の一部を補助することにより、当該施設を運営する事業者の誘致を促進し、障害者（児）の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業のうち、区の区域内（以下「区内」という。）において補助対象者が既存建物等を借り上げて実施する事業とする。

- (1) 生活介護（総合支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）
- (2) 共同生活援助（総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。）
- (3) 児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）
- (4) 放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 既存建物等の賃貸借契約（以下「建物契約」という。）を締結してから利用者が入居又は利用するまでの期間に生じる家賃（以下「家賃」という。）
- (2) 既存建物等の借上げに当たり家主に対して支払う礼金（以下「礼金」という。）
- (3) 既存建物等の借上げに当たり不動産業者に対して支払う仲介手数料（以下「仲介手数料」という。）
- (4) 駐車場（生活介護、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて送迎に用いる車両の駐車場に限る。）の賃貸借契約（以下「駐車場契約」という。）を締結してから利用者が利用

するまでの期間に生じる当該駐車場の賃借料（以下「駐車場賃借料」という。）

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要があると認めたときは、次に掲げる経費の全部又は一部を補助対象経費とすることができる。

(1) 共同生活援助を行う施設の居室を新たに設ける場合に必要となる経費（補助対象者が既に共同生活援助を行っている場合に限る。）

(2) 共同生活援助を行う施設の交流室において入居者が使用する家電製品、家具その他の備品を購入する経費
（補助金の額等）

第5条 家賃に係る補助金の額は、別表に掲げる補助限度額を上限とし、建物契約を締結してから利用者が入居し、又は利用するまでの期間における家賃の合計額と当該建物契約における家賃の3月分とを比較していずれか少ない方額とする。

2 礼金及び仲介手数料に係る補助金の額は、それぞれ一部屋又は一施設当たり前項に規定する建物契約における家賃の2月分を限度とする。

3 駐車場賃借料に係る補助金の額は、駐車場賃借料（駐車場契約を締結してから利用者が利用するまでの期間が3月を超えるとときは、当該駐車場契約における3月分の賃借料）と5万円とを比較していずれか少ない額とする。

4 共同生活援助における補助金の額の算定を行う場合において、家賃及び礼金の補助限度額については、8部屋を限度として算定するものとする。

5 前条第2項第2号に規定する購入に係る経費については、30万9千円を限度とする。

6 前各項の規定にかかわらず、補助金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。
（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区障害者（児）施設開所費用補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 職員の履歴書及び資格証明書類
- (3) 事業者指定届の写し
- (4) 事業者の事業実績
- (5) 建物契約又は駐車場契約に係る契約書の写し

（交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査するとともに必要に応じて実地調査を行った上で、補助金の交付を決定したときは文京区障害者（児）施設開所費用補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不交付を決定したときは文京区障害者（児）施設開所費用補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

2 前項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定に係る施設に区内に住所を有する障害者及び障害児を優先的に入所又は通所させるものとする。

3 前項に規定するもののほか、区長は、交付決定に当たり、条件を付することができる。
（申請の撤回）

第8条 交付決定者は、交付決定又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に第6条の規定による申請を撤回することができる。

(事業計画の変更)

第9条 交付決定者は、事業計画の内容を変更しようとするときは、文京区障害者（児）施設開所費用補助金に係る計画変更承認申請書（別記様式第4号）を変更事由の発生した日から30日以内に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があったときは、申請書及び関係書類を速やかに審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に対し、文京区障害者（児）施設開所費用補助金に係る計画変更承認通知書（別記様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 交付決定者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、文京区障害者（児）施設開所費用補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を中止等の事由の発生した日から30日以内に提出し、区長の承認を得なければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があったときは、申請書及び関係書類を速やかに審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に対し、文京区障害者（児）施設開所費用補助金に係る事業中止（廃止）承認通知書（別記様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象経費の実績が確定したとき又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、文京区障害者（児）施設開所費用補助金に係る事業実績報告書（別記様式第8号。以下「事業実績報告書」という。）を速やかに区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により提出のあった事業実績報告書を審査するとともに、必要に応じて実地調査を行い、事業実績が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区障害者（児）施設開所費用補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第13条 交付決定者は、前項の規定により補助金の額の確定を受けたときは、区長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(事情変更による決定の変更等)

第14条 区長は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要があると認めるときは、交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又は取り消すことができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(決定の取消し)

第15条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費に係る用途以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による交付すべき補助金の額の確定後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定による交付決定を取り消したときは、文京区障害者（児）施設開所費用補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により、速やかにその内容を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 区長は、前条第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて事業者に返還を命じるものとする。

(関係書類の保管)

第 17 条 交付決定者は、補助金の対象となる事業に係る収入、支出等の関係書類を当該事業の補助金交付決定に係る会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 18 条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和 4 9 年 1 2 月文京区規則第 4 4 号）の定めるところによるものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 月 2 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

事業の種類（本体施設）		単位	補助限度額
生活介護		1 施設	200 千円
共同生活援助		1 部屋	100 千円
児童発達支援	主として重症心身障害児又は医療的ケア児を受け入れる施設	1 施設	200 千円
	主として重症心身障害児又は医療的ケア児以外の障害児を受け入れる施設		100 千円
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児又は医療的ケア児を受け入れる施設		300 千円
	主として重症心身障害児又は医療的ケア児以外の障害児を受け入れる施設		200 千円

備考 児童発達支援及び放課後等デイサービスを共に運営する事業所においては、放課後等デイサービスの補助限度額を適用する。